

# 市町村合併の進展の状況

# 地方分権と市町村合併推進の動き

[H5] 6/3、4	地方分権の推進に関する決議(衆議院・参議院)	[H15] 4/30	第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」
[H7] 4/1	<b>合併特例法の一部改正法施行</b> ・合併協議会設置に係る住民発議制度の創設 ・議員の定数・在任特例の拡充・過疎債の特例措置の創設 ・期限10年延長 等	5/23	第27次地方制度調査会「地方税財政のあり方についての意見」
5/19	<b>地方分権推進法成立</b>	6/6	地方分権改革推進会議「三位一体の改革についての意見」
7/3	地方分権推進委員会発足	11/13	第27次地方制度調査会 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 → <b>市町村合併の位置付け、平成17年4月以降の合併推進の手法、市町村合併に関連する多様な方策</b> 「当面の地方税財政のあり方についての意見」
[H8] 12/20	地方分権推進委員会第1次勧告→機関委任事務制度の廃止等	[H16] 5/12	地方分権改革推進会議 最終報告
[H9] 7/8	同 委員会第2次勧告→事務区分、国地方関係調整ルール等	5/19	<b>合併三法成立(合併新法、合併特例法・地方自治法の一部改正法)</b> ・合併特例区、地域自治区制度の創設 ・市町村合併推進のための方策 ・都道府県の自主的合併手続等の整備 ・合併特例法の経過措置追加 等
9/2	同 委員会第3次勧告→地方事務官、事務区分	12/24	「今後の行政改革の方針」閣議決定 → <b>引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進</b>
10/9	同 委員会第4次勧告→係争処理手続 等	[H17] 4/1	<b>市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)施行</b>
[H10] 5/29	「地方分権推進計画」閣議決定 → <b>市町村合併特例法の改正項目</b>	5/31	<b>「自主的な市町村の合併を促進するための基本的な指針」を策定</b> ・都道府県による市町村合併の推進に関する構想の作成の基準等
11/19	地方分権推進委員会第5次勧告	8/31	<b>政府・市町村合併支援本部「新市町村合併支援プラン」を策定</b> ・合併新法下での新たな支援策を盛り込む
[H11] 7/8	<b>地方分権一括法成立</b> → <b>市町村合併特例法の一部改正法施行</b> ・住民発議制度の拡充・市となるべき要件の緩和 ・地方交付税の額の算定の特例(合併算定替の期間の延長) ・地域審議会の設置・地方債の特例(合併特例債) 等	12/9	第28次地方制度調査会答申 「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」
[H12] 4/1	<b>地方分権一括法施行</b>	[H18] 2/28	第28次地方制度調査会答申「道州制のあり方に関する答申」
11/27	地方分権推進委員会意見 → <b>市町村合併特例法の改正項目を含めた市町村合併の推進についての意見</b> 合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公開を通じた気運の醸成	12/8	<b>地方分権改革推進法成立(12/15公布、H19/4/1施行)</b>
12/1	「行政改革大綱」閣議決定 → <b>自主的な市町村合併を積極的に推進</b>	[H19]4/2	地方分権改革推進委員会 発足
[H13] 7/3	地方分権改革推進会議 発足	5/29	地方分権改革推進本部設置 閣議決定
[H14] 3/31	<b>市町村合併特例法の一部改正法施行</b> ・住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入 ・一部事務組合等に関する特例 等	7/3	第29次地方制度調査会 発足 総理大臣からの諮問事項「 <b>市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。</b> 」

## 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)(抜粋)

### II 地方分権の推進

#### (1) 市町村合併の推進

##### ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

##### イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見(平成12年11月27日)等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

##### ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申(平成12年10月25日)及び地方分権推進委員会の意見(平成12年11月27日)を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

## 今後の行政改革の方針(平成16年12月24日閣議決定)(抜粋)

### 8 地方分権の推進

#### (1) 市町村合併の推進

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

ア 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」(昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」という。)においては、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする経過措置規定が設けられており、この経過措置規定の適用期限内にできる限り市町村合併を進めるよう強力に推進する。

イ 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、先般制定された「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)に基づき市町村合併を進めることとなる。この法律においては、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができるとされており、このような措置を有効に活用することとし、引き続き市町村合併を強力に推進する。

# 市町村合併の沿革

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では約1,800市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
<b>明治の大合併</b> ○明治21年(1888年)当時は71,314町村(江戸時代からの自然発生的な町村を受け継いだもの)。 ○政府は明治22年(1889年)に初めての近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行。300~500戸を標準として、全国一律に町村合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
<b>昭和の大合併</b> ○昭和28年(1953年)に、事務や権限をできるだけ住民に身近な市町村に配分すべきとの観点から、「町村合併促進法」が施行され、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
<b>平成の大合併</b> ○市町村の行政サービスの維持・向上や行政規模の拡大・効率化を図る観点から、自主的な市町村合併を推進。 ○与党行財政改革推進協議会においては「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」とされている。	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	20年(2008年)3月(予定)	783	817	195	1,795

# 市町村合併の進展状況

平成11年3月31日  
**3232**

▲1432

平成19年10月1日  
**1800**

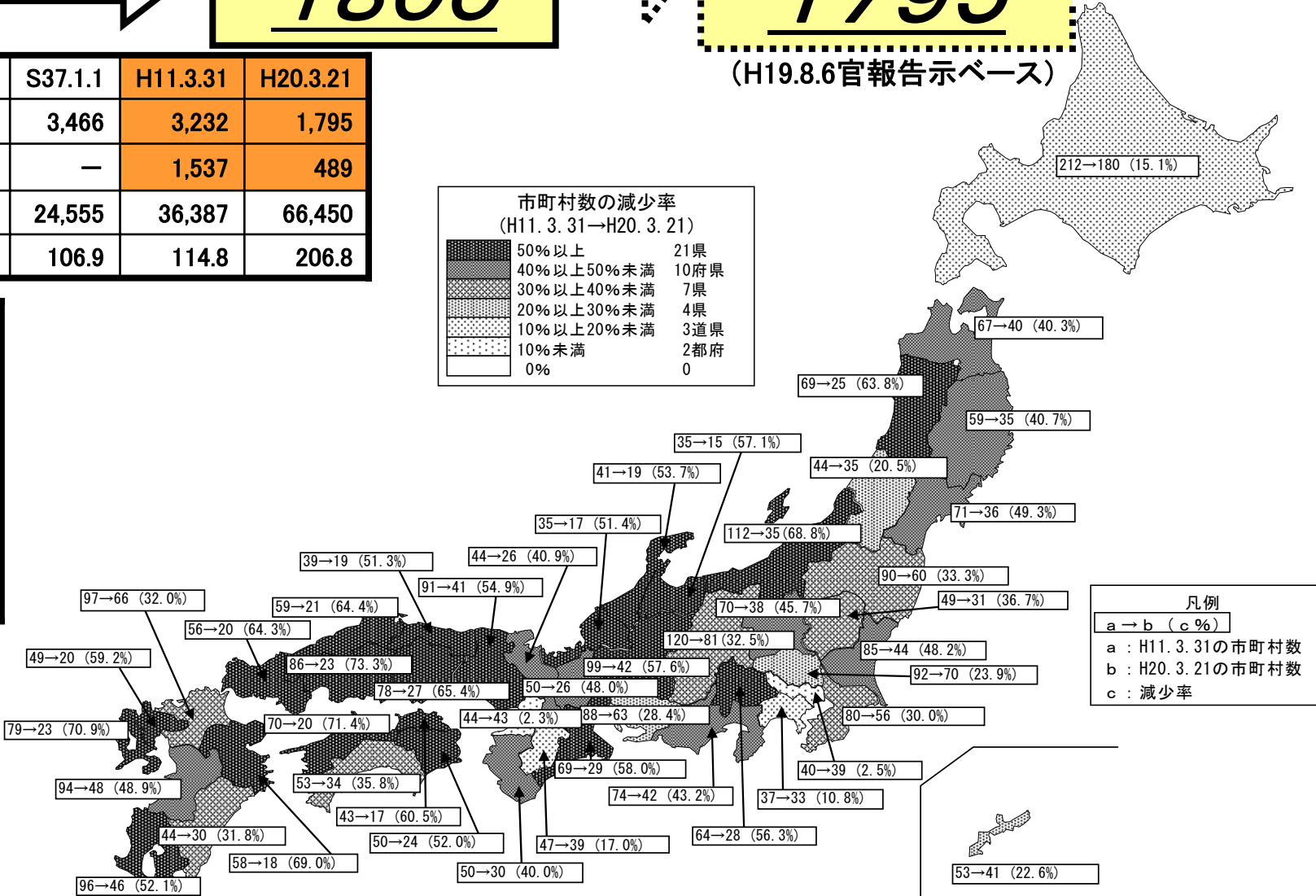
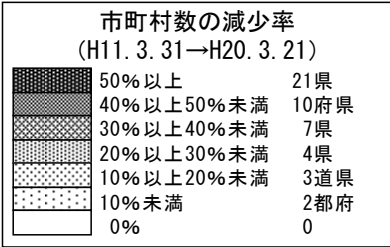
▲5

平成20年3月21日  
**1795**

(H19.8.6官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.3.21
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,795
人口1万人未満	—	—	1,537	489
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,450
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	206.8

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下	18 (45)	27
計	599 (2,036)	1,437



凡例  
a → b (c%)  
a : H11.3.31の市町村数  
b : H20.3.21の市町村数  
c : 減少率

# 都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	H11.3.31市町村数			H20.3.21市町村数			減少率		
	市	町	村	市	町	村			
1北海道	212	34	154	24	180	35	130	15	15.1%
2青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%
3岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7%
4宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3%
5秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%
6山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%
7福島県	90	10	52	28	60	13	32	15	33.3%
8茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%
9栃木県	49	12	35	2	31	14	17	0	36.7%
10群馬県	70	11	33	26	38	12	16	10	45.7%
11埼玉県	92	43	38	11	70	40	29	1	23.9%
12千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0%
13東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%
14神奈川県	37	19	17	1	33	19	13	1	10.8%
15新潟県	112	20	57	35	35	20	9	6	68.8%
16富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%
17石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%
18福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%
19山梨県	64	7	37	20	28	13	9	6	56.3%
20長野県	120	17	36	67	81	19	25	37	32.5%
21岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%
22静岡県	74	21	49	4	42	23	19	0	43.2%
23愛知県	88	31	47	10	63	35	26	2	28.4%
24三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%
25滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0%
26京都府	44	12	31	1	26	15	10	1	40.9%
27大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%
28兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%
29奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%
30和歌山県	50	7	36	7	30	9	20	1	40.0%
31鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%
32島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%
33岡山県	78	10	56	12	27	15	10	2	65.4%
34広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%
35山口県	56	14	37	5	20	13	7	0	64.3%
36徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%
37香川県	43	5	38	0	17	8	9	0	60.5%
38愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%
39高知県	53	9	25	19	34	11	17	6	35.8%
40福岡県	97	24	65	8	66	28	34	4	32.0%
41佐賀県	49	7	37	5	20	10	10	0	59.2%
42長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9%
43熊本県	94	11	62	21	48	14	26	8	48.9%
44大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%
45宮崎県	44	9	28	7	30	9	18	3	31.8%
46鹿児島県	96	14	73	9	46	18	24	4	52.1%
47沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%
計	3,232	670	1,994	568	1,795	783	817	195	44.5%

都道府県名	H11.3.31	H20.3.21	減少率
	1万人未満 団体数 (構成比)	1万人未満 団体数 (構成比)	
1北海道	144 (67.9%)	114 (63.3%)	20.8%
2青森県	36 (53.7%)	12 (30.0%)	66.7%
3岩手県	24 (40.7%)	10 (28.6%)	58.3%
4宮城県	27 (38.0%)	4 (11.1%)	85.2%
5秋田県	41 (59.4%)	8 (32.0%)	80.5%
6山形県	17 (38.6%)	12 (34.3%)	29.4%
7福島県	51 (56.7%)	29 (48.3%)	43.1%
8茨城県	15 (17.6%)	1 (2.3%)	93.3%
9栃木県	7 (14.3%)	1 (3.2%)	85.7%
10群馬県	24 (34.3%)	10 (26.3%)	58.3%
11埼玉県	13 (14.1%)	3 (4.3%)	76.9%
12千葉県	18 (22.5%)	8 (14.3%)	55.6%
13東京都	11 (27.5%)	11 (28.2%)	0.0%
14神奈川県	2 (5.4%)	2 (6.1%)	0.0%
15新潟県	57 (50.9%)	8 (22.9%)	86.0%
16富山県	11 (31.4%)	1 (6.7%)	90.9%
17石川県	17 (41.5%)	1 (5.3%)	94.1%
18福井県	18 (51.4%)	2 (11.8%)	88.9%
19山梨県	41 (64.1%)	9 (32.1%)	78.0%
20長野県	77 (64.2%)	43 (53.1%)	44.2%
21岐阜県	56 (56.6%)	7 (16.7%)	87.5%
22静岡県	15 (20.3%)	6 (14.3%)	60.0%
23愛知県	18 (20.5%)	6 (9.5%)	66.7%
24三重県	31 (44.9%)	4 (13.8%)	87.1%
25滋賀県	20 (40.0%)	8 (30.8%)	60.0%
26京都府	21 (47.7%)	5 (19.2%)	76.2%
27大阪府	2 (4.5%)	2 (4.7%)	0.0%
28兵庫県	35 (38.5%)	0 (0.0%)	100.0%
29奈良県	24 (51.1%)	18 (46.2%)	25.0%
30和歌山県	28 (56.0%)	11 (36.7%)	60.7%
31鳥取県	30 (76.9%)	7 (36.8%)	76.7%
32島根県	45 (76.3%)	8 (38.1%)	82.2%
33岡山県	50 (64.1%)	4 (14.8%)	92.0%
34広島県	52 (60.5%)	2 (8.7%)	96.2%
35山口県	33 (58.9%)	4 (20.0%)	87.9%
36徳島県	32 (64.0%)	6 (25.0%)	81.3%
37香川県	17 (39.5%)	1 (5.9%)	94.1%
38愛媛県	42 (60.0%)	2 (10.0%)	95.2%
39高知県	37 (69.8%)	19 (55.9%)	48.6%
40福岡県	22 (22.7%)	9 (13.6%)	59.1%
41佐賀県	25 (51.0%)	4 (20.0%)	84.0%
42長崎県	55 (69.6%)	4 (17.4%)	92.7%
43熊本県	58 (61.7%)	16 (33.3%)	72.4%
44大分県	38 (65.5%)	1 (5.6%)	97.4%
45宮崎県	19 (43.2%)	10 (33.3%)	47.4%
46鹿児島県	54 (56.3%)	17 (37.0%)	68.5%
47沖縄県	27 (50.9%)	19 (46.3%)	29.6%
計	1,537 (47.6%)	489 (27.2%)	68.2%

※H11.3.31の1万人未満の市町村数は、H7国勢調査人口による。

※H20.3.21の1万人未満の市町村数は、H17国勢調査人口による。

※合併新法による合併18件を含む。

※岩出市の単独市制施行を含む。

※H19.8.6官報告示分までのものを集計。

## 合併件数（H20.3.21）

	件数	合併関係 市町村数	市町村数	
			前年度末	当年度末
H11年度	1	4	3,232	3,229
H12年度	2	4	3,229	3,227
H13年度	3	7	3,227	3,223
H14年度	6	17	3,223	3,212
H15年度	30	110	3,212	3,132
H16年度	215	826	3,132	2,521
H17年度	325	1,025	2,521	1,821
H18年度	12	29	1,821	1,804
H19年度 (H20.3.21まで)	5	14	1,804	( 1,795 )
計	599	2,036		

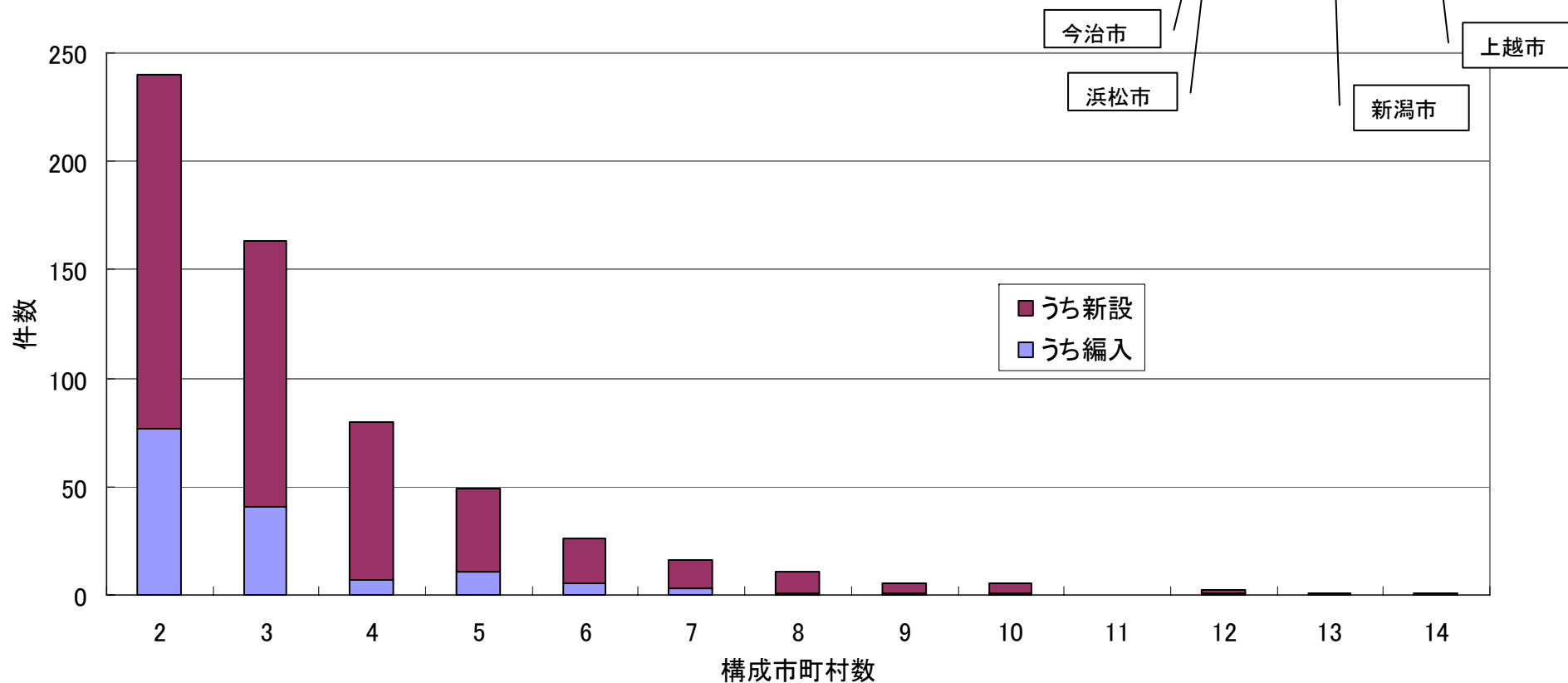
※H17年度には、新法による合併1件を含む。

※H19年度はH20.3.21までの数字。

※H19.8.6官報告示分までのもの。

# 合併構成市町村数と合併方式について

構成市町村数	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村	11市町村	12市町村	13市町村	14市町村	計
合併件数	240	163	80	49	26	16	11	5	5	0	2	1	1	599
うち新設	163	122	73	38	21	13	10	4	4	0	1	0	0	449
うち編入	77	41	7	11	5	3	1	1	1	0	1	1	1	150

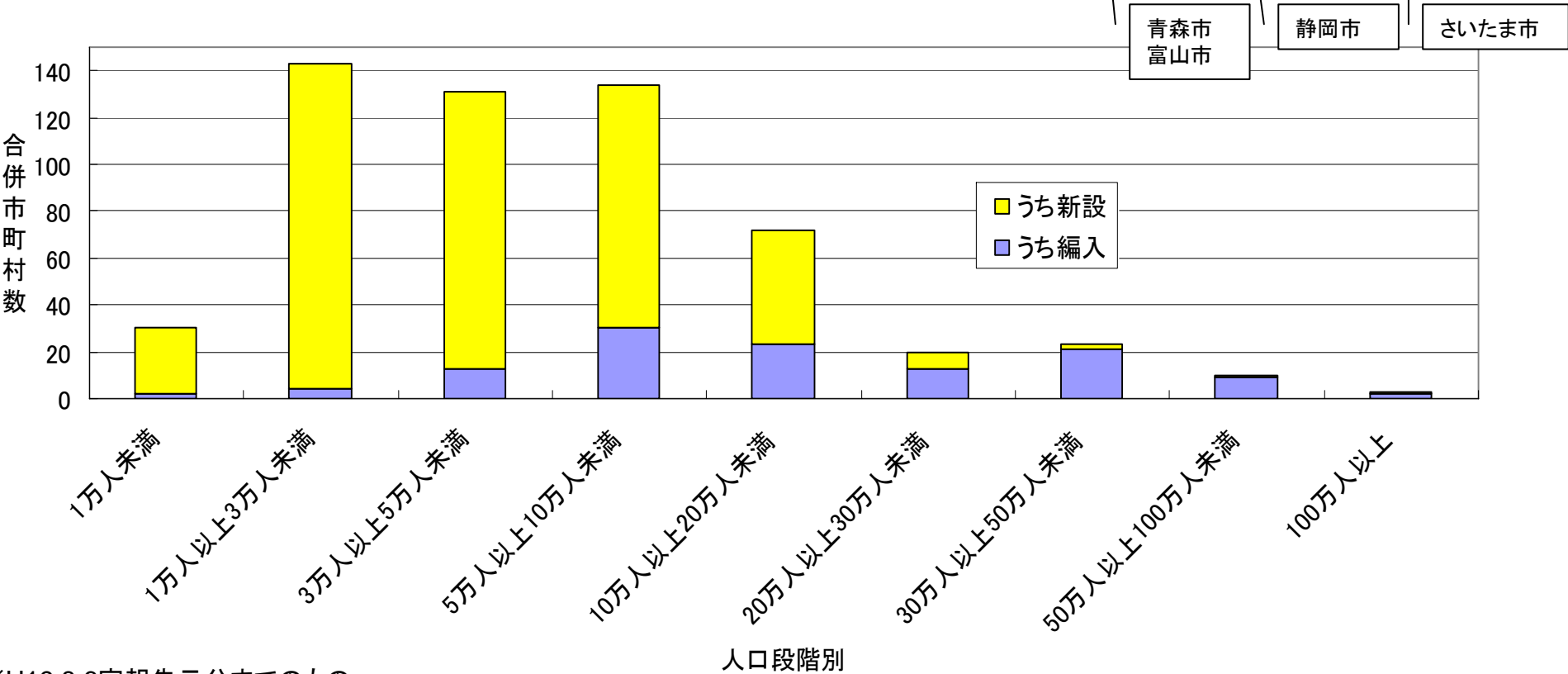


※H19.8.6官報告示分までのもの。



# 人口段階別の合併市町村の合併方式について

人口段階	1万人未満	1万人以上3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上50万人未満	50万人以上100万人未満	100万人以上	計
合併市町村数	30	143	131	134	72	20	23	10	3	566
うち新設	28	139	118	104	49	7	2	1	1	449
うち編入	2	4	13	30	23	13	21	9	2	117



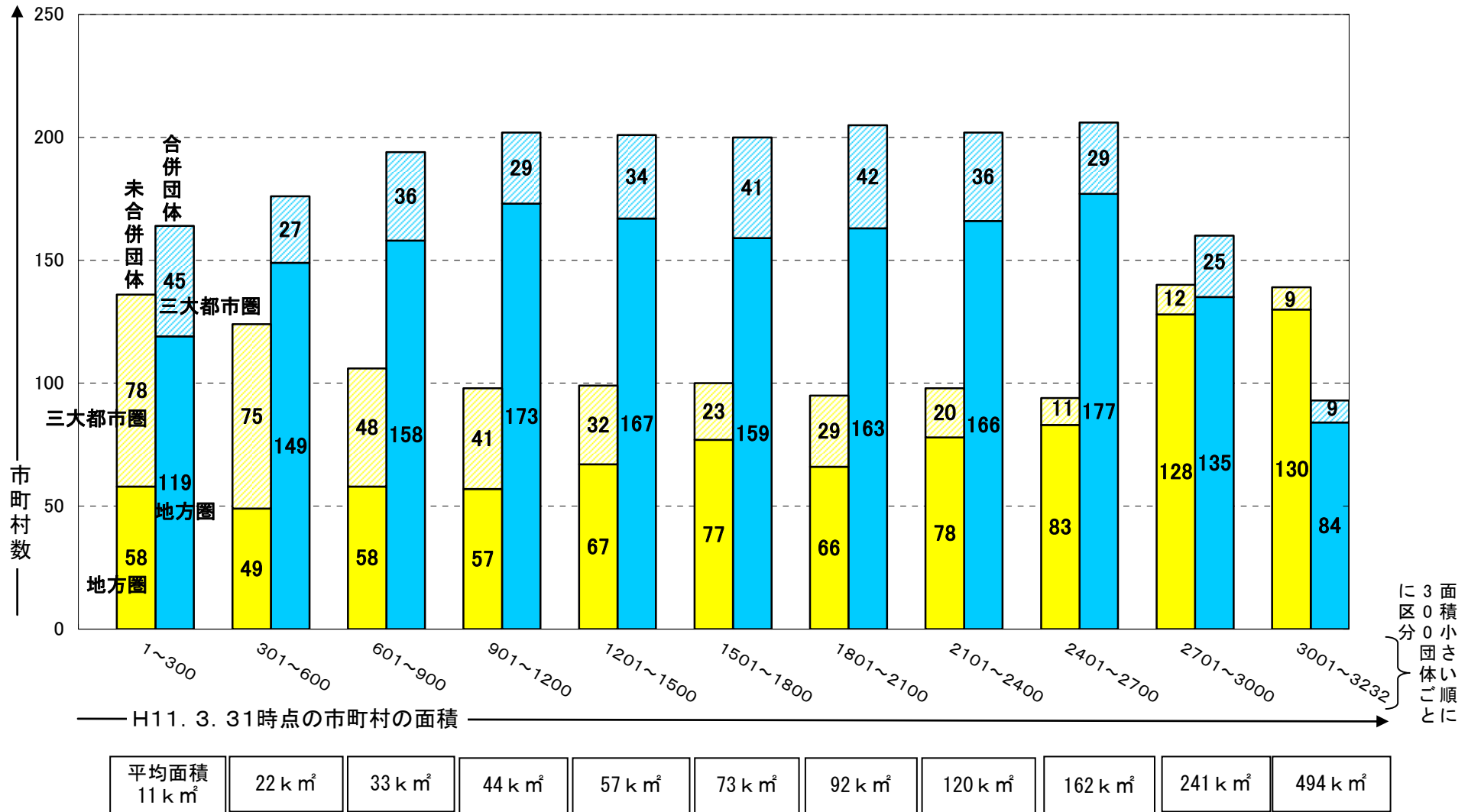
※H19.8.6官報告示分までのもの。  
 ※人口は、H17国勢調査人口による。

# 人口段階別の市町村の人口の変化＜合併・未合併別＞

H11.3.31時点の市町村数 ①			①の市町村が、H20.3.21時点でどの人口段階に属しているか ②									②に係る平均人口		
			1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上			
100万人以上	合併	2										2	1,314,601	
	未合併	8										1	7	1,943,947
50万人以上	合併	5										5		727,433
100万人未満	未合併	6										5	1	710,448
30万人以上	合併	22								15		5	2	490,985
50万人未満	未合併	21								21				395,459
20万人以上	合併	20							11	8		1		301,813
30万人未満	未合併	21						1	19	1				254,105
10万人以上	合併	45						35	9				1	192,128
20万人未満	未合併	70				1		67	2					143,092
5万人以上	合併	84				44		36		1	2		1	131,018
10万人未満	未合併	143			3	131		9						72,111
3万人以上	合併	128			37	62		14	3	5	7			105,707
5万人未満	未合併	134		7	116	11								39,066
1万人以上	合併	601		94	158	170		94	28	33	24			93,877
3万人未満	未合併	385	21	348	16									17,771
1万人未満	合併	1096	68	287	244	258		135	58	29	15		2	80,701
	未合併	441	438	3										4,951
(参考)														
このうち	新設	880	64	283	222	194		106	9	2				46,928
	編入	216	4	4	22	64		29	49	27	15		2	207,461

※H11.3.31の人口は平成7年国勢調査人口、H20.3.21の人口は平成17年国勢調査人口による。

# 市町村合併と面積の関係



※H11.3.31現在の3, 232市町村について集計したもの。H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年版)」の面積による。

※H19.8.6官報告示分までのもの。

※地域区分は、三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)、地方圏(三大都市圏を除く地域)とする。

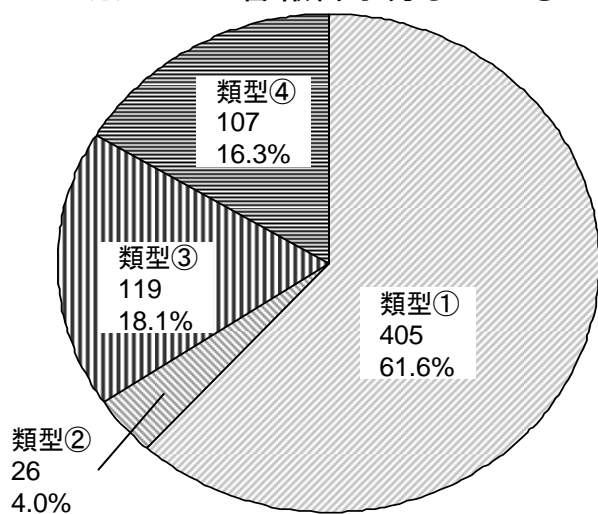
# 当初法定協議会の枠組みと合併の実態

当初法定協の枠組みが最終的にどのようなようになったかを以下の分類に集計したもの。

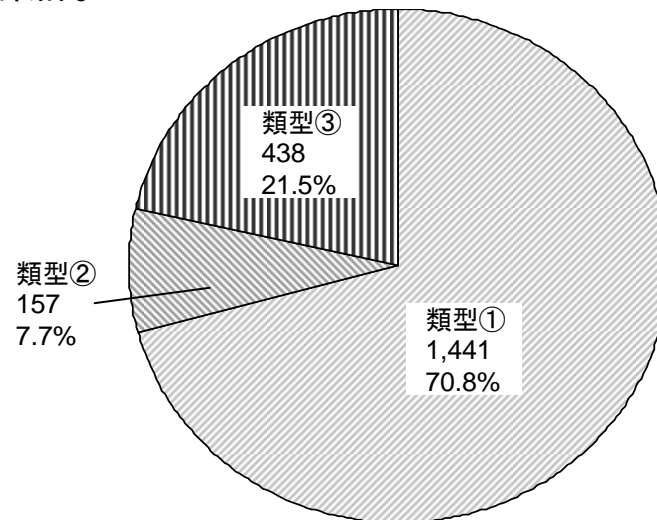
- ①…法定協の枠組みどおりに合併した類型
- ②…法定協の枠組みどおりに合併できなかったものの、構成団体がすべて合併し、未合併団体が残っていない類型
- ③…法定協の枠組みどおりに合併できなかったが、一部の構成団体は合併し、未合併団体が残っている類型
- ④…法定協の枠組みどおりに合併できず、構成団体がすべて未合併のまま残っている類型

	類型①	類型②	類型③	類型④	計
各類型に属する法定協数	405 61.6%	26 4.0%	119 18.1%	107 16.3%	657 100.0%
各類型に属する合併関係市町村数	1441 70.8%	157 7.7%	438 21.5%	0 0.0%	2,036 100.0%
各類型に属する未合併市町村数	0 0.0%	0 0.0%	195 38.5%	312 61.5%	507 100.0%
うち1万人未満市町村数	0 0.0%	0 0.0%	84 16.6%	122 24.1%	206 40.6%

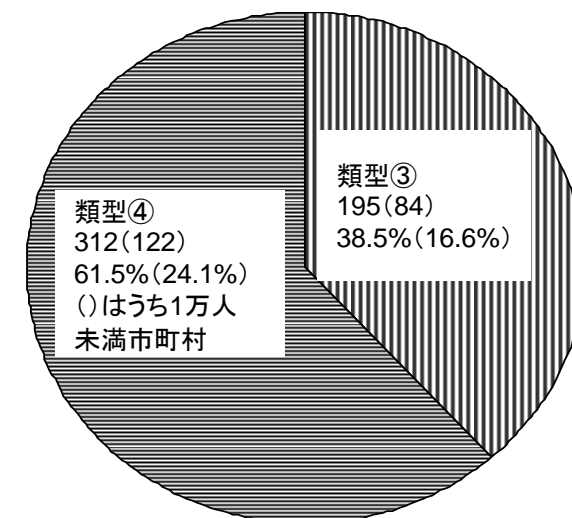
※H19.8.6官報告示分までのものを集計。



各類型に属する法定協数について



各類型に属する合併関係市町村数について



各類型に属する未合併市町村数について

# 平成11年4月以降の合併による飛び地の発生・解消の状況

H19.8.6官報告示ベース

	市町村数	市町村名
当初の合併の結果、 飛び地が生じた市町村 (A)	15	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、 外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市、 相模原市、可児市、大垣市、静岡市、 三好市、高松市、奄美市
その後の合併により、 飛び地が全て解消された市町村 (B)	2	相模原市、高松市
未だ飛び地が解消されていない 市町村 (A)－(B)	13	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、 外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市(※)、 可児市、大垣市、静岡市、三好市、奄美市

※高崎市は、合併により飛び地の一部は解消された。

# 合併により政令指定都市等へ移行した市について

## ①政令指定都市 5団体

市名	合併関係市町村	合併日	移行日
さいたま市（埼玉県）	浦和市、大宮市、与野市	H13. 5. 1	H15. 4. 1
静岡市（静岡県）	静岡市、清水市	H15. 4. 1	H17. 4. 1
堺市（大阪府）	堺市、美原町	H17. 2. 1	H18. 4. 1
浜松市（静岡県）	浜松市、浜北市ほか10市町村	H17. 7. 1	H19. 4. 1
新潟市（新潟県）	新潟市、新津市ほか11市町村	H17. 10. 10ほか	H19. 4. 1

## ②中核市 3団体

市名	合併関係市町村	合併日	移行日
函館市（北海道）	函館市、南茅部町ほか3町村	H16. 12. 1	H17. 10. 1
下関市（山口県）	下関市、豊浦町ほか3町	H17. 2. 13	H17. 10. 1
青森市（青森県）	青森市、浪岡町	H17. 4. 1	H18. 10. 1

## ③特例市 6団体

市名	合併関係市町村	合併日	移行日
つくば市（茨城県）	つくば市、荃崎町	H14. 11. 1	H19. 4. 1
鳥取市（鳥取県）	鳥取市、気高町ほか7町村	H16. 11. 1	H17. 10. 1
伊勢崎市（群馬県）	伊勢崎市、境町ほか2町村	H17. 1. 1	H19. 4. 1
上越市（新潟県）	上越市、柿崎町ほか12町村	H17. 1. 1	H19. 4. 1
太田市（群馬県）	太田市、新田町ほか2町	H17. 3. 28	H19. 4. 1
長岡市（新潟県）	長岡市、越路町ほか8市町村	H18. 1. 1ほか	H19. 4. 1

※H11.4.1以降の合併により、必要な要件をみたし、政令指定都市等へ移行した事例

# 構想作成に向けた審議状況

H19.10.3現在

	都道府県数	備考
審議会設置条例を制定済み	37	
うち構想を作成済み	29	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
うち知事へ答申済み	3	大阪府、徳島県、長崎県
うち構想を19年度内に作成	1	茨城県
その他	4	秋田県(動きがあれば検討)、長野県(動きあれば検討)、兵庫県(動きがあれば検討)、愛媛県(要否も含め検討)

※ 設置条例未制定団体(10団体:東京都、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、大分県)についても、市町村に動きがあれば構想を検討するとしている。

# 合併に係る住民投票の実施状況（H11.4.1～H18.3.31）

## ○条例に基づく住民投票

区分	件数
条例に基づく住民投票が行われた件数	352
合併の是非を問うもの	305
合併の枠組を問うもの	47

このうち、  
合併の是非を  
問うもの

区分	件数
合併の是非を問う住民投票が行われた市町村数	305
賛成多数	175
反対多数	120
未開票	10

## ○合併特例法に基づく合併協議会設置の住民投票

区分	件数
合併特例法に基づく合併協議会設置の住民投票が行われた市町村数	66
賛成多数	28
反対多数	38